

結婚生活スタート応援事業

婚姻に伴い、新生活をスタートされるお二人に対し、経済的負担を軽減するため、住宅取得費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用及び引っ越し費用の一部を助成し、結婚生活のスタートを応援します！

◇対象者

令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時において利用できる要件を満たしている場合のみ、助成を受けることができます。

◇利用できる要件(下記の要件を全て満たすことが必要です)

- ① 対象となる住居が市内にあり、申請の時点で夫婦の双方または一方が当該住宅に居住し、住民登録していること
- ② 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ③ 令和5年1月1日から令和6年3月31日までに新たに婚姻届を提出し、受理されていること
- ④ 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで支払った費用であること
- ⑤ 夫婦の申請日の属する年の前年の所得(令和4年分)の合計額が500万円未満であること。
ただし、申請日において、貸与型奨学金の返還世帯は、所得金額を証する書類をもとに算出した世帯の所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- ⑥ 申請日において、夫婦のいずれもが市税等の滞納をしていないこと

◇助成対象経費

- ① 新居の住宅取得費用(新築、中古住宅) ※土地の購入費用は対象外
- ② 新居の住宅賃借費用(住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ③ 新居の住宅リフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)
- ④ 婚姻にともなう引っ越し費用(引っ越し業者または運送業者への支払い実費)



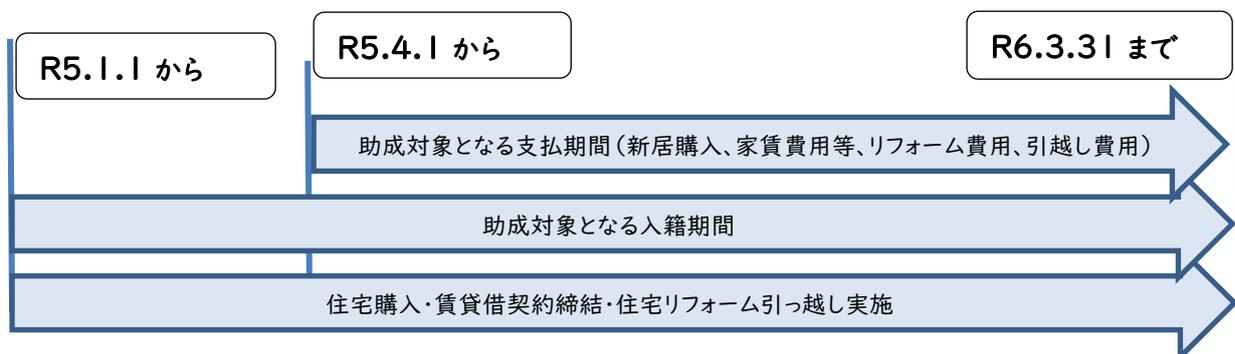
◇助成額

ア) 夫婦共に29歳以下の世帯【上限60万円】

イ) 上記ア以外の世帯【上限30万円】

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数は切捨となります。

助成の対象期間まとめ



令和5年度版

◇申請方法

「湯沢市結婚生活スタート応援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書」及び必要書類をご持参いただき、まちづくり協働課未来づくり推進班（市役所本庁舎3階）へ直接提出してください。

交付申請書兼実績報告書兼請求書等の添付書類は、市ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、まちづくり協働課未来づくり推進班でも配布しています。

◇提出書類について ※下記以外にも審査に必要な書類を提出いただく場合があります。

共通の提出書類（全員提出）	
①	湯沢市結婚生活スタート応援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
②	市税及び上下水道料金情報に関する同意書
③	調査票・チェック表（様式第1号別紙）
④	戸籍謄本（夫婦の婚姻日が確認できるもの）
⑤	住民票の写し（夫婦分）
⑥	所得金額を証する書類（夫婦分）※ 源泉徴収票ではありません ※前年分（令和4年分）の書類の提出 （令和5年1月1日時点で住所の住民登録あった市区町村で発行） ※申請日が令和5年4月～5月の場合は、前々年（令和3年分）の書類を提出 （令和4年1月1日時点で住所の住民登録あった市区町村で発行）
該当する場合の提出書類	
⑦	《住宅購入の場合》当該住宅の売買契約書及び領収書の写し等
⑧	《住宅を賃借した場合》当該住宅の賃貸借契約書、領収書の写し、 住宅手当支給証明書（様式第2号）※住宅手当支給制度がない場合も必要 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は証明書の提出
⑨	《住宅リフォームをした場合》工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し、工事内容が 確認できる書類（契約書等で確認できない場合は見積書の写し等）、工事箇所の完成後写真
⑩	《引っ越しの場合》引っ越しの支払いの内訳がわかる領収書の写し
⑪	《婚姻を機に離職した場合》離職票の写しなど
⑫	《貸与型奨学金の返済を行っている場合》返還証明書など返済額が分かる書類
⑬	《住居費に係る公的補助を受けている場合》補助額が分かる書類の写し

申請～支払の流れ

新婚世帯

- ① 新居購入又は賃借
 - ② 住宅のリフォーム
 - ③ 引っ越し
- 上記のいずれかの支払が終了

①費用支払い

業者（不動産、工事業者、引越・運送等）

②交付申請書兼実績報告書兼請求書の提出
※必要書類の添付（契約書、領収書等）

湯沢市
審査等

③交付決定通知書送付 ④指定口座への助成金交付

令和5年度版

◇ Q&A

Q1 再婚の場合も対象となりますか？

A1 対象となります。ただし、夫婦の双方又は一方が、過去に湯沢市又は他自治体でこの補助金の交付を受けたことがある場合は、対象となりません。

Q2 生活保護受給世帯の場合も対象となりますか？

A2 対象となります。ただし、生活保護による住宅扶助の部分については対象となりません。

Q3 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象となるのか？

A3 住宅手当分は対象となりません。勤務先からの住宅手当支給証明書で手当額を把握し、当該金額を所得から控除した金額を対象とします。

Q4 引っ越し費用について、不用品の処分費用や自らレンタカーを借りて引っ越した場合、又は友人に頼んで引っ越した場合は対象となりますか？

A4 対象となりません。引越業者や運送業者に支払った費用が対象となります。

Q5 借家の月々の賃料に駐車場代が含まれて請求され、切り分けできませんが対象となりますか？

A5 基本的には駐車場代は対象になりません。家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は駐車場代を含めて補助の対象となります。

Q6 対象期間内に複数回の引越しをしましたが、2回目以降も対象となりますか？

A6 対象期間内での市内転居の場合は、補助額上限額の範囲内で2回目以降も対象となります。

Q7 新婚夫婦以外の名義（例えば親）で契約した住宅取得や賃借費用は対象となりますか？

A7 対象となりません。

Q8 リフォームする住宅が新婚夫婦以外の所有者となっている場合は対象となりますか？

A8 所有者であることは要しませんが、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q9 住宅のリフォームに合わせて、新しく家電を購入しましたが、対象になりますか？

A9 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用は対象になりますが、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

Q10 住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか？

A10 併用不可となります。（すまい給付金、住まいの復興給付金、外構部の木質化対策支援事業を除く）ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。

Q11 令和5年度中に補助金の交付申請を行うことが困難（補助対象経費の支払いが令和6年度になるためなど）である場合は対象になりませんか？

A11 新婚世帯の要件（R5.1.1～R6.3.31に婚姻）を満たす者のうち、当該年度に申請を行うことが困難な者は、資格認定申請を提出することで、翌年度に補助金の交付を受けることができます。

◇ 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市ふるさと未来創造部 まちづくり協働課未来づくり推進班

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝祭日を除く）

電話：0183-56-8386

メールアドレス：mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp